

令和2年11月第2回（臨時）市議会議案

議案番号	件名	頁
議案第81号	境港市一般職の職員の給与に関する条例等（一部改正）・・・	1

議案第 81 号

境港市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
制定について

境港市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定
する。

令和 2 年 11 月 27 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 境港市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年境港市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(境港市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 境港市特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年境港市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 境港市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年境港市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第6条 境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(境港市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 境港市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年境港市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

(境港市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第8条 境港市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年境港市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例)

- 4 第14条第1項及び第23条第1項の規定により境港市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年境港市条例第43号。以下「給与条例」という。）を準用する場合において、この条例による改正後の給与条例第23条第2項に規定する期末手当基礎額に乗じる割合は令和3年4月1日から適用し、令和2年度内においては従前の例による。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第7条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 一般職の期末手当の改正（第1条関係）

令和2年12月に支給する期末手当の改正

[現 行]

[改正後]

12月分 100分の130 (110) ⇒ 100分の125 (105)

※括弧内は、特定管理職員

2 一般職の期末手当の改正（第2条関係）

令和3年6月以降に支給する期末手当の改正

[改正前]

[改正後]

6月分 100分の130 (110) ⇒ 100分の127.5 (107.5)

12月分 100分の125 (105) ⇒ 100分の127.5 (107.5)

※括弧内は、特定管理職員

3 特別職等の期末手当の改正（第3条及び第5条関係）

令和2年12月に支給する期末手当の改正

[現 行]

[改正後]

12月分 100分の170 ⇒ 100分の165

4 特別職等の期末手当の改正（第4条及び第6条関係）

令和3年6月以降に支給する期末手当の改正

[改正前]

[改正後]

6月分 100分の170 ⇒ 100分の167.5

12月分 100分の165 ⇒ 100分の167.5

5 特定任期付職員の期末手当の改正（第7条関係）

[現 行]

[改正後]

6月分 100分の170 ⇒ 100分の167.5

12月分 100分の170 ⇒ 100分の167.5

6 会計年度任用職員の期末手当に関する特例（第8条関係）

期末手当の算出の際に準用する、境港市一般職の職員の給与に関する条例第23条第2項に規定する期末手当基礎額に乗じる割合については、令和3年度から適用する。

7 施行期日

令和2年12月1日。ただし、2、4及び5は令和3年4月1日